

Tax Analysis

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2020年5月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

OECDによる「金融取引に関する移転価格ガイドライン」の公布

2020年2月11日、経済協力開発機構(以下「OECD」)は「金融取引に関する移転価格ガイドライン」(以下「ガイドライン」)の最終版を公布した。当該最終版のガイドラインには、2018年7月3日に公布されたディスカッションドラフトへ寄せられた意見が取り入れられ、税源浸食と利益移転(以下「BEPS」)プロジェクトの行動4及び行動8~10の一部として組み込まれる。

ガイドラインは、2015年に公布されたBEPS行動4及び行動8~10に関する最終報告書で定められた「金融取引の移転価格に関するフォローアップ措置」の要求に基づいて作成された。これにより、「OECD移転価格ガイドライン」¹の金融取引への適用、特に「OECD移転価格ガイドライン」のチャプター1における「金融取引に対する正確な描写・分析(Accurate Delineation Analysis)」について、明確な解説が行われた。

ガイドラインの公布により、「OECD移転価格ガイドライン」は、初めて金融取引に関する移転価格指針を取り込んだものへ更新される。ガイドラインのセクションA~Eは「OECD移転価格ガイドライン」のチャプター10として記載される。また、セクションFにおけるガイドラインは「OECD移転価格ガイドライン」チャプター1のセクションD.1.2.1に追記され、パラグラフ1.106の後に挿入される。なお、ガイドラインのセクションAは概要説明、セクションBは「OECD移転価格ガイドライン」チャプター1のセクションD.1の原則の金融取引への適用に関するガイドラインの提供に関する内容が記載されている。そして、セクションC・D・Eは、グループ内貸付、キャッシュプーリング、ヘッジ、保証、キャプティブ保険などの金融取引の価格設定に関する具体的な問題の解決に寄与するものであり、関連者間金融取引の正確な描写と価格設定方法などについて詳述されている。

本ニュースレターでは、ガイドラインのセクションB~Fの主要な内容について説明するとともに、中国における金融取引の移転価格実務への啓発に関する分析を行う。

1. ガイドラインの要点

(1) セクションB:「OECD移転価格ガイドライン」チャプター1セクションD.1に記載された原則の金融取引への適用

1) 債権か持分かの判定

ガイドラインにより、多国籍企業グループによる従属事業体への資金提供の資本構成(異なる種類の債権と持分の組合せ)の決定のための金融取引の正確な描写方法が提供された。また、ガイドラインではこれらの方法は、各国の国内法に基づくその他の方法の実施に対して、妨害の意図はないと強調されている。

ガイドラインでは、貸付の価格を設定する前に、金融取引の正確な描写方法²(多因子分析を含む)を通じて、「貸付と称する取引」を税務上、持分として扱うべきか否かの判断を行うことが可能であると記載されている。また、正確な描写・分析の一環として「貸付と称する取引」について、「債権を構成する部分」と「持分を構成する部分」とに区分し、分析するよう提案されている。

ガイドラインでは、グループ内貸付をその他の形式の投資(持分など)と区分するために使用可能となる指標が列挙されている。具体的には以下の事項が含まれる。

- 固定返済日の有無
- 利息の支払義務の有無
- 元本と利息の支払を強制する権利の有無
- 一般的な法人債権者と比較した場合の資金提供者のステータス
- 財務制限条項と保証の有無

1 本ニュースレターで引用されている「OECD移転価格ガイドライン」は全て2017版のものである。

2 当該正確な描写方法は、グループ内貸付、キャッシュプーリング、ヘッジ、保証及びキャプティブ保険など、ガイドラインに記載された特定の金融取引にのみ適用される。

- 支払利息の負担元
- 資金の受領者の貸手(非関連者)からの貸付を獲得する能力
- 前払金のうち資産の取得のための使用範囲
- 債務者が期限内の返済が不可能となった場合、又は支払期限延長の申請が受理されなかった場合の取扱い

2) 商業上又は財務上の関係の特定・取引の経済的な特徴の分析

「OECD 移転価格ガイドライン」CHAPTER1に記載された内容と同様に、ガイドンスでは、金融取引の正確な描写のためには、その取引の経済的な特徴について全面的な分析を行う必要があることが明記されている。具体的には以下の事項が含まれる。

- 契約書における取引条項の確認
- 事業体が果たす機能、使用する資産及び負担するリスクの分析
- 金融商品又は金融サービスの特徴に対する考察
- 取引当事者及びその所属市場の経済的な状況の分析
- 取引当事者が求める事業戦略への考慮

金融取引の正確な描写のためには、「その取引の経済的な特徴についての分析が必要であり、経済的な特徴とは、取引条件及び取引が行われた経済的な状況から構成される」³。契約条項の内容に基づく取引の正確な描写により、「債権に該当するか、持分に該当するか、両者の中間に位置するか」の判定の正確性はより高いものとなる。また、取引又は取決めとは別途、比較可能性に影響するその他の要因についても考察する必要がある。

ガイドンスでは、「独立企業原則を金融取引に適用するためには、独立した事業体が比較可能な環境下で達成可能な取引条件を考慮する必要がある。また、当事者が実際に選択できるオプションを借手、貸手双方の視点から検討する必要がある」と指摘されている⁴。

ガイドンスにより、「貸手が金融資産の投資に関するリスクコントロールの能力又は意思決定機能の欠如が正確な描写分析により明らかにされた場合、貸手が取得すべき適正利益は、リスクフリー利益率を超えないリターンのみとなる」とされた。

ガイドンスでは、「正確な分析に際して、既存の貸付と株主持分とを含む多国籍企業グループのグローバル資金調達方針を考慮に入れるべきである」とし、「多国籍企業グループにおける資金調達方針の実施状況と短期運転資金の需要に基づき、期間10年間の貸付が一連の1年間のリボルビングローンとして、より正確に描写され、それに基づき価格設定が行われる」シナリオの事例を挙げて説明された。

(2) セクションC:財務機能

ガイドンスにおいて、「企業の財務機能の確立は、多国籍グループの構造と事業活動との複雑さに影響を受ける。また、財務機能に見受けられる差異は、異なる業務間における企業の自主権と事業内容範囲の差異とに起因する可能性がある」と指摘された。セクションCでは、グループ内貸付、キャッシュプーリング、ヘッジ取引の3つの側面から、財務活動に関する移転価格事項について説明されている。また、「財務機能は通常、企業において価値を創出する主要なサポート業務に該当する。状況に応じて、「OECD 移転価格ガイドライン」CHAPTER7における企業グループ内役員提供に関するガイドンスに基づき算定されたリターンの支払いが必要となる」と指摘された。

1) グループ内貸付

グループ内貸付について、独立企業原則に合致する適正金利を算定するに当たり、以下の要因を考慮すべきである。

- 貸手と借手双方の視点からの検証
- 借手の信用格付及び特定債務の発行格付
- グループに属することによる影響(及び関連の「暗黙の信用支援(Implicit Support)」)
- 貸付の制限条項(発生制限と割合制限を含む)
- 保証
- 貸付費用・取引に関連する費用

貸手の視点から、ガイドンスでは、借手の潜在的なデフォルトリスクに対する貸手のリスク負担能力の評価が提案されている。ガイドンスの保証に関する項目においても、「保証の提供に対する保証人の財務リスク負担能力の評価」と、類似の概念が言及されている。この分析は、金融取引の正確な描写の一環として重要である一方で、財務リスクの負担能力の測定又は評価方法に関するガイドンスや事例は提供されていない。

借手の視点から、ガイドンスでは「借手が短期・長期の資金需要のバランスを保つためには、自らの商業利益により加重平均資本コストの最適化を図る」と指摘された。また、事例分析において、「借手は資金調達に対する将来の潜在的な需要及び適切な担保について総合的に考慮した上で、資金調達コスト削減のために、一般的には、無担保融資よりも担保付き融資を優先的に選択する」と説明された。

ガイドンスでは、契約条項のほか、貸手と借手が関連者である場合の特殊な問題に関する考察も行われた。その一例として、多くの国家又は地域において、グループ内貸付に対する求償権が第三者融資に対する求償権よりも劣後するため、倒産法及び倒産による求償権の優先順位に基づく法的分析が必要となる可能性について挙げられている。また、関連者間取引において、成文契約

3 「OECD 移転価格ガイドライン」パラグラフ 1.35 を参照のこと。

4 例えば、ある事業体が貸付を行う場合、その他の投資の機会についても考慮する可能性がある。借手の観点から、実際に

選択可能な選択肢には、実際に必要となる運転資金など、債務返済能力に比べて広範な考慮要因が含まれている。

の重要性に関する疑問が存在する可能性がある。その一例として、保証条項を有しない場合でも、実質的には担保付き融資に該当するグループ内貸付契約が存在する可能性について挙げられている。最後に、ガイダンスでは「OECD 移転価格ガイドライン」のパラグラフ 1.164~1.167 の内容と同様に、保証条項がない場合の暗黙の信用支援がグループメンバーに与える影響について考察が行われた。

ガイダンスでは、独立企業原則に基づく移転価格算定のための定量的・定性的要因の重要性が強調された。定性的要因には、グループシナジーによる便益及び借手の業務内容に対する定性的な説明という2つのテーマが含まれる。また、ガイダンスにより、関連者間取引と「受動的関係(Passive Association)」による潜在的な影響を検証するための信用格付分析と比較可能性調整について、具体的な指針が提供された。ガイダンスによると、信用格付は信用度の評価のための有効な基準として、潜在的な比較対象会社の選定に有利であるとされている。また、信用格付分析を行う際、借手の財務指標がほかの関連者間取引(例:販売又は利息費用)から受ける可能性のある影響について、重点的に分析する必要がある。その場合において、定型的方法を用いて一つの事業体に対して信用格付分析を行うときは、関連者間取引の影響などにより、分析結果の信頼性が低下する可能性がある。ガイダンスでは、グループ内貸付の価格決定に際して、グループに対する信用格付分析の結果を適度に利用することが推奨されている⁵。一方で、その場合の適切な処理方法について、具体的な指針又は事例説明は提供されていない。

ガイダンスでは、暗黙的な信用支援は信用リスクを評価する際の重要な要素の一つであると指摘された。また、取引の事実関係と取引を取り巻く環境を総合的に考慮した上で、グループに対する事業体の相対的重要性に基づき暗黙の信用支援の影響を評価することが推奨されている。他のグループメンバーから暗黙の信用支援を受ける場合、借手の信用格付はグループの信用格付と密接に結びつくものとなる。しかし、ごくまれに、グループから暗黙の信用支援を受ける可能性が低い場合において、借手単体の信用格付を使用することがより適切となり得る可能性も想定される。

ガイダンスでは、独立企業原則に合致する適正金利を算定するための移転価格算定方法について、独立価格比準法(CUP)／資金コストアプローチ／クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)／経済モデル／銀行意見書(パンカビリティ・オピニオンとも称される)などの運用について概要説明が行われた。ガイダンスによれば、クレジット・

デフォルト・スワップと経済モデルの運用は、比較可能な非関連者間取引の資料が不足している状況に限定されるとされている。また、銀行意見書に基づく移転価格算定は通常、価格設定の合理性に関する証拠とみなされない。

2) キャッシュプーリング

キャッシュプーリングは、グループ内の複数の銀行口座を一体的に管理するものであり、グループ内の余剰資金の有効活用などによる利益獲得を目的として導入される。ガイダンスでは、キャッシュプーリングアレンジの正確な描写のために、資金移動の事実と経緯のみならず、より広義の背景に基づき、キャッシュプーリング契約の全体的な条件を捉える必要性について説明された⁶。

ガイダンスでは、キャッシュプーリング取引に関する2つの広義の価格設定体系(キャッシュプーリングリーダーの報酬とキャッシュプーリングメンバーの報酬)の検討が行われた。そのうち、キャッシュプーリングリーダーの報酬の妥当性は、具体的な事実及びその状況に基づき検証されるべきである⁷。

ガイダンスにおいて、キャッシュプーリングメンバーへの利益配分に関する2つの方法(2つの方法は相互に排他的ではない)の検討が行われた。

- 預金者と借手の金利の引上げ
- グループ内に、キャッシュプーリングによる利益を借手ではなく預金者に配分すること(預金者が信用リスクを負う状況下では特に留意する)

ガイダンスにより、キャッシュプーリング参加者の間で相互保証と相殺権とを必要とするケースが想定される場合に、保証料支払の必要性に関する問題の発生の可能性が提起された。相互保証を提供するメンバーがキャッシュプーリングメンバーとの間の関係や債務保証の総額をコントロールできない場合において、被保証人の情報の取得が困難であるときは、被保証人である借手がグループメンバーによる暗黙の信用支援以外の信用補完を享受できない可能性が想定される。その場合、被保証人である借手は保証料を支払う必要がなく、別のグループメンバーによる債務不履行に対する支援は全て、資本拠出と見なされるべきである。

3) ヘッジ

ガイダンスにより、ヘッジに関する財務機能の一元化により、事業会社によるヘッジ契約の締結がアレンジされている場合、事業会社へのサービス提供とみなされ、独立企業原則に合致する適正なリターンを得る必要性について提起された。ただし、同一会社内でポジションが一致

5 外部に信用格付情報が存在しない場合、多国籍企業グループ全体に対する信用格付を通じて、関連者間取引の評価を検討することができる。

6 確認すべき内容として(i)アレンジのメリット及びデメリット、(ii)利益を受けた総額又は損失を受けた総額、(iii)多国籍企業グループメンバー間における利益の配分:ガイダンスのパラグラフ 10.120 を参照のこと。

7 ガイダンスのパラグラフ 10.129 を参照のこと。一つの事例では、キャッシュプーリングリーダーが斡旋サービスを提供するものの、信用リスクを負わないことから、サービスに見合うリターンを取得すべきである。もう一つの事例では、キャッシュプーリングリーダーがその他の機能も担い、相応の財務リスクをコントロール、負担し、かつそれらのリスクを引き受けるための十分な財務能力を有することから、それに見合うリターンを取得すべきである。

しない場合、グループとしてのポジションが保護されたとしても、より複雑な移転価格問題が生じる可能性が想定される。

(3) セクション D: 保証

このセクションでは、財務保証取引の正確な描写と価格設定に関する指針が提供されている。

ガイダンスにより、借手が保証を受けることで借入能力が向上する場合、この借入能力の向上分に対して、「貸手から保証人への融資」として正確に描写されるべきか（その後に保証人から借手への資本拠出が行われたものとみなされるべきかに関する判断も必要となる）⁸、及びその保証料の価格設定は独立企業原則に合致するか否かに関する検証の必要性について提起された。

ガイダンスにおいて、明示的な保証（法的拘束力のある契約による保証）と暗黙的な保証（明示的な保証よりも法的拘束力が弱い保証）に関する指針が提供されている。一般的に、このような暗黙的な信用支援による経済的便益はサービス提供ではなく、受動的関係から生じるものである。また、明示的な保証のケースであっても、借手が暗黙的な保証を超える便益を得なければ（暗黙的な信用支援と保証料に関する調整が行われた後の無担保融資よりも低い調達コストが期待できなければ）、保証料を支払うべきではない。

ガイダンスにより、財務保証を正確に描写するため、借手が債務不履行に陥った場合、返済義務を履行する保証人の財務能力を考察する必要があるとされている。そのため、保証人と借手の信用格付（暗黙的な信用支援による影響を含む）のほか、保証人と借手との間の事業上の関係性についても評価する必要がある。

ガイダンスでは、保証料の価格設定に関する5つの移転価格算定方法が提供されている。

- 独立価格比準法（CUP）（比較可能な非関連者間保証取引を十分に確保できない場合、CUP法の適用が困難となる場合がある）
- イールドスプレッドアプローチ
- コストアプローチ
- 期待損失額評価アプローチ
- 資本サポート法

イールドスプレッドアプローチは、借手にもたらされる経済的便益（借手の視点）に基づき保証料の価格設定を行う方法である。一方、コストアプローチ・期待損失額評価アプローチ・資本サポート法は、保証人に発生する保証コスト（保証人の視点）に基づき保証料の価格設定を行う方法である。それらの移転価格算定方法は、CUP法を除き、「借手が保証のために支払う可能性のある保証料の最高額」又は「保証人が受け入れる可能性のある保証料の最低額」を検証するものであるが、それよりも高額又は低額の価格設定への対応はできない。

(4) セクション E: キャプティブ保険会社

一部の多国籍企業はキャプティブ保険会社（又は、主にグループのリスクを引き受けるために設立される保険子会社）の設立を通じてグループ内のリスクマネジメントを行っている。ガイダンスでは、キャプティブ保険取引への独立企業原則の運用についての指針が提供されている。キャプティブ保険取引の移転価格分析に際して、当該取引に対する正確な描写が行われたか否かについて注目すべきである。ガイダンスにおいて提供されている指針はほとんど、独立保険会社に発生する典型的な事例に対する分析に基づいて作成されたものである。ガイダンスによれば、キャプティブ保険会社が実質的に保険業務に従事しているか否かの判断に際して、以下の指標を用いることができる。

- キャプティブ保険取引にリスク分散とリスク共同負担が存在する
- リスク分散の恩恵により、多国籍企業グループ内の各事業体における経済・資本状況が改善され、多国籍企業グループ全体の経済状況に実質的な影響を与えている
- 保険会社と再保険会社はいずれも監督管理下に置かれている事業体であり、類似の監督管理制度に基づく類似の監督管理機構によって管理されており、リスク負担能力と適正レベルの資本保有について監督管理機構からの要求を受けている
- 引き受けた保険リスクを多国籍企業グループ以外のルートを通じて再保険することができる
- キャプティブ保険会社は必要な能力を有する（例：自主的投資の技術と経験）
- キャプティブ保険会社は損失を負う可能性がある

ガイダンスでは、キャプティブ保険会社が、多国籍企業グループのメンバーとリスク（リターン）を分担する際の保険リスクのコントロール、負担のための財務能力の重要性について強調された。

キャプティブ保険会社が保険リスクに関するコントロール機能を果たしていないことが判明した場合、「OECD 移転価格ガイドライン」チャプター1の分析により、キャプティブ保険会社は関連のリスクを負っていない、又は当該コントロール機能が実質的に多国籍企業グループのその他の事業体によって果たされているものとみなされる。後者の場合、保険料投資による収益は、多国籍企業グループの中で実際にリスクを負っている事業体に配分される。

保険料の価格設定について、ガイダンスでは2つの移転価格算定方法（外部（内部）独立価格比準法と保険数理分析）に基づく価格設定方法の運用に関する検討が行われた。また、保険引受による利益と投資による利益の合算値を独立企業間取引価格とする分析方法が提案されている。最後に、キャプティブ保険会社を通じて多国籍企業グループ内協働を実現するアレンジ（例：キャプテ

⁸ ガイダンスにおいて、暗黙的な信用支援に対して、類似の問題が提起されていない。

イブ保険会社を通じて、グループ企業が一体となって再保険を行う場合)について、代理サービス関連の価格設定問題に対する指針が提供されている。

(5) セクション F: リスクフリー利益率とリスク調整後の利益率

セクション F では、「OECD 移転価格ガイドライン」チャプター1 セクション D.1.21 に追加される予定のリスクフリー利益率とリスク調整後の利益率に関する問題についての指針が提供された。

ガイダンスでは、貸手が金融資産の投資に関連するリスクコントロール能力に欠けており、又は意思決定機能を持たないことが取引の正確な描写分析によって明らかとなった場合、貸手が取得すべき適正利益率はリスクフリー利益率を超過しないリターンのみとなる⁹。

ガイダンスでは、リスクフリー利益率を計算する際の参照基準として、政府発行の債券が挙げられている(ただしそれに限らない)。また、実態とその状況によっては、銀行間金利・金利スワップレート・高格付の政府発行債券のレポ取引なども参照基準となり得る。

リスクフリー利益率の算定方法について、以下の考慮すべき事項が提示された。

- 為替リスクの排除
- 検証対象取引と発生時間の近い比較対象証券利率の選定
- 検証対象取引と同様の満期日を有する比較対象証券利率の選定

ガイダンスでは、貸手が融資に関する財務リスクコントロール機能を果たす一方で、その他のいかなるリスクも負担、コントロールしない場合に、通常、リスク調整後の期待利益率のみ取得するとされている。一般的に、リスク調整後の期待利益率は、リスクフリー利益率と貸手が引き受けるリスクを反映したプレミアムの2つの要素から構成される。

ガイダンスでは、リスク調整後の利益率について、いくつかの計算方法に関する検討が行われた。具体的には、比較可能であり経済的な特徴を有する代替的な投資リターンに基づく方法、資金コストアプローチ、市場における類似の条件又は状況に基づき発行された金融商品について取得した情報に基づくリスクプレミアムを加算する方法などが挙げられる。

2. ガイダンスによる中国金融取引移転価格実務への啓発

中国における現行の移転価格法規は主に汎用性を有する規定である。その現状として、特定の業界(例:金融業界)への適用方法・特殊規定については、明確に規定されていない。一例として、「特別納税調査調整及び相互協議手続に関する管理弁法」第16条に、「移転価格算定方法には、独立価格比準法・再販売価格基準法・原価

基準法・取引単位営業利益法・利益分割法、及び独立企業原則に合致するその他の方法が含まれる」と規定されていることが挙げられる。金融取引に対して、独立価格比準法以外の基本四法は、ほとんど適用されない。また、「独立企業原則に合致するその他の方法」については、現行規定で明確に定められていない。それにより、企業における金融取引の移転価格コンプライアンスと税務機関の監督管理について、一定の困難が生じている。

今回公布されたガイダンスは、金融取引の移転価格算定方法を補完するものである。その具体的な例として、グループ内貸付に対して、資金コストアプローチ、クレジット・デフォルト・スワップ、経済モデルなどの方法が追加されたことが挙げられる。また、保証取引に対しては、イールドスプレッドアプローチ、コストアプローチ、期待損失額評価アプローチ、資本サポート法が追加され、キャプティブ保険に対しては、保険数理分析に基づく価格設定方法が追加された(この方法は、独立して運営する一般的な専門保険会社に対しても適用されると考えられる)。また、ガイダンスでは、各種取引に係る比較可能性調整に際して、考慮すべき要因の更なる詳細事項が提示された。これらの移転価格算定方法と比較可能性分析要因により、企業における金融取引の価格設定及び税務機関による監督管理に対して、より多くの分析ツールが提供されることになった。

グループ内融資取引がますます頻繁に行われ、より複雑な金融商品が取り扱われるようになる状況下で、金融取引に対する税務機関の理解は深化し、注目度はより高まる傾向にある。企業は、既存の関連者間金融取引のアレンジや見直しに際して、重点的に以下の対策を取ることが推奨される。

- 取引の実質を正確に描写できるように、金融取引に関する機能とリスクの負担状況について詳しく把握すること
- 把握した具体的な事実と状況に基づき、適切な移転価格算定方法を運用し、独立企業原則に合致する価格設定方針を定めると同時に、関連のサポート資料の作成に取り掛かること
- 既存の関連者間金融取引(特にキャッシュプーリングアレンジ、グループ内貸付と保証取引)のレビュー、税務リスクの識別、適切な調整を実行すること

⁹ ガイダンスでは、その他の制限要因を考慮しない場合、資金の受領者は、独立企業原則に合致する利息支出の損金算入が認められる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

パートナー 安田 和子 kazuko.yasuda@tohatsu.co.jp

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn
シニアマネジャー 川島 智之 tomkawashima@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク(総称して"デロイトネットワーク")を通じ Fortune Global 500®の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001